＊＊２０１７年１２月（第５版）（新記載要領に基づく改訂）
＊２０１４年１２月（第４版）
製造販売届出番号 ：１１Ｂ１Ｘ１０００６６８Ｄ００４

機械器具　６８　印象採得又は咬合採得用器具
一般医療機器　歯科用咬合器（１０２０１０００）

ユニティ咬合器

【形状・構造及び原理等】

〔形状・構造等〕

1. 形状（代表例）

2. 材質・組成
   亜鉛合金

【使用目的又は効果】

予め記録した顎間関係に従って上顎及び下顎模型を取付け、下顎運動の一部を大まかな動きで咬合を再現することができる器具である。

【使用方法等】

1. 使用前に、石膏やワックス等の付着物がないことを確認する。付着物が見られた場合には、使用に先立ち除去する。
2. 通法に従い操作する。
3. **【使用上の注意】**及び**【保管方法及び有効期間等】**に従う。

【使用上の注意】

〈重要な基本的注意〉

1. 破折等のおそれがあるので、以下は行わないこと。
   ①本品に対する曲げ・切削・加圧等
   ②粗雑な扱い（キズをつける・落下させる・強い衝撃を与える等）
   ③バーナ等による加熱
2. 薬液等が付着した場合、腐食するおそれがあるので速やかに清拭すること。
3. 使用後、速やかに付着物を取り除くこと。又、必要に応じて洗浄すること。

【保管方法及び有効期間等】

〈保管の方法〉

・保管の条件

1. 高温・多湿を避け、塵やほこりのない清潔な場所に保管すること。
2. 金属電位差を要因としたガルバニック腐食を防ぐ為、材質の異なる器具を一緒に保管しないこと。
3. 「もらいさび」を防ぐ為、以下のことに注意すること。
   ①錆びている器具と一緒に保管しない。
   ②化学薬品と一緒に保管しない。
   ③滅菌器、保管庫等の内部に発生する錆びに注意する。

【保守・点検に係る事項】

〈使用者による保守点検事項（日常点検）〉

1. 使用前に以下について点検すること。
   ①石膏やワックス等の付着物がないか
   ②破損、ヒビ、キズ又は腐食等がないか
   ③各部品（可動箇所）の内部に汚れ、ヒビ又は腐食等がないか
   ④各部品の動きに異常はないか

〈注意事項〉

1. オートクレーブ滅菌は、本品を劣化させるので行わないこと。
2. アルコール等の薬剤を用いるオートクレーブ滅菌は、金属を腐食させるので行わないこと。
3. プラズマ滅菌は、素材に影響を及ぼすので行わないこと。
4. 洗浄後は、本品に付着した水分を除去し、十分に乾燥させてから保管すること。水分が付着したまま長時間放置すると、錆び、シミ等の原因となることがある。
5. 腐食（錆び）等の原因となるので、磨き粉や金属ウール・金ブラシを使用しないこと。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者名 ：株式会社ＹＤＭ
住　　所 ：〒355-0042
埼玉県東松山市今泉２８
電話番号 ：０４９３－２４－３３８８
ファックス ：０４９３－２４－０７０３
ホームページ ：http://www.ydm.co.jp/